

平成 17 年 9 月 9 日
 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会
 四半期財務情報対応専門委員会委員長
 公認会計士 手塚正彦

監査・保証実務委員会研究報告第 9 号について

1. 研究報告作成の経緯と改正

(1) 当初作成の経緯

平成 11 年 11 月東証マザーズ市場開設。

(東証適時開示規則)

- マザーズ上場会社に対して第 1 四半期、第 3 四半期の四半期財務諸表開示義務
 - 併せて四半期財務諸表に対して、監査人による「意見表明業務」義務化
 - 意見表明業務について東証が「意見表明基準」作成
- ⇒東証の規則を受けて、会計士協会にて、意見表明業務（レビュー相当業務）に係る実務のガイドライン作成＝研究報告第 9 号
- ※ わが国において、会計士法上監査以外の保証業務が想定されていなかったため、マザーズ市場の上場会社に対する限定的な業務と位置づけ、委員会報告とはせず、研究報告とした。
 - ※ 一般に公正妥当と認められた基準に基づく保証業務ではないという問題をはらんでいる。
 - ※ その後、福岡、大阪、名古屋、札幌各証券取引所の新興企業市場で同様の制度⇒研究報告 9 号準用

(2) 平成 16 年 11 月 24 日付改正の趣旨

- 東証規則の改正に対応して参照条文等見直し
- 公認会計士法の改正に対応した記載事項の見直し

2. マザーズ四半期財務諸表の意見表明制度の特徴

(1) 四半期財務諸表作成基準・監査人の業務実施基準

「意見表明業務」は、海外のレビューに相当する業務である。ただし、以下のとおり、一般に公正妥当と認められた基準ではなく、東証が定めた基準に準拠して実施される業務であるという特徴がある。

作成者側が拠って立つ四半期財務諸表の作成基準	中間財務諸表作成基準 ※一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準がないため、四半期財務諸表を中間財務諸表の一種と考えて、同基準を採用した。
監査人が拠って立つ四半期財務諸表の評価基準	中間財務諸表作成基準
監査人の業務実施基準	東証が定める「意見表明基準」 ※一般に公正妥当と認められるレビュー基準がないため、海外のレビュー基準を参考として東証が定めた基準に基づいて業務を実施することとした。

(2) 意見表明業務が四半期財務諸表に付与する保証の程度及び保証の表明方法

① 保証の程度

監査よりも限定的な手続を実施した結果に基づく限定的な保証

② 保証の表明方法

消極的保証形式による表明

3. 研究報告の構成

研究報告の構成は以下のとおりである。

項目	内容
1 はじめに	研究報告の性格
2 レビューの概要	海外のレビュー業務の概要紹介
3 マーグスにおける四半期財務情報開示制度の概要	東証の制度の概要
4 「意見表明基準」の内容及び意見表明業務実施上の留意点	東証定めた「意見表明基準」の逐条解説。基準の全文を掲げ、逐条的に解説を付す形式。解説の中で、海外の基準を踏まえて実務上の留意点を述べている。
(1)前文	意見表明基準の性格＝監査に比して限定的な保証を付与する業務に係る基準であることを明示。
(2)実施者	上場会社の四半期財務諸表に係る業務であるため、監査人が実施者となることを明示。
(3)対象となる四半期財務諸表の範囲	四半期貸借対象表・損益計算書が原則。実務の状況を考慮して四半期キャッシュ・フロー計算書を含めることも許容（基準はキャッシュ・フロー計算書については明示していない）。
(4)目的	意見表明業務の目的について記述。 ① 作成基準について＝中間財務諸表作成基準 ② 四半期財務諸表の「有用性」について、限定的保証を付与する業務であること。 ※「有用性」概念を用いたのは、四半期財務諸表を中間財務諸表の一種と考えたからである。
(5)意見表明に要する手続	意見表明業務の実施に当たって主として採用する手続を示している。海外の基準を参考として手続を例示した。 詳細な手続については、全般的な手続・取引勘定ごとの手続を付録1に例示している。

項 目	内 容
(5)意見表明に要する手続	<p>解説では、以下の事項について説明を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 質問及び分析的手続を中心とすること。 (2) 会計方針の変更に係る取扱い (3) 追加情報の記載についての取扱い (4) 継続企業の前提に係る取扱い (5) 四半期連結財務諸表に係る業務実施上の留意事項 (6) 経営者による確認書の入手
(6)報告書の記載事項	<p>監査人が提出する報告書の記載事項について記述している。以下のような結論の区分としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 有用な情報を表示していないと認められる事項が発見されなかった場合（無限定有用意見相当） (2) 除外事項を除いて、有用な結論を表明していないと認められる事項が発見されなかった場合（限定付有用意見相当） (3) 有用な情報を表示しているものとは認められない場合（非有用意見相当） (4) 意見表明に係る重要な手続が実施できなかったこと及び将来の帰結が予想しえない事象又は状況が発見されたことにより結果に関する決音を表明することができない場合（意見不表明相当） <p>※報告書の雛形は、付録2に記載している。</p>
5 意見表明業務を実施するに当たってのその他の留意事項	<p>意見表明基準に明示されていないその他の業務実施上の留意事項について解説している。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 意見表明業務に係る契約書の作成 (2) 意見表明業務を実施するための計画の策定 (3) 四半期連結財務諸表に対する意見表明業務実施上の留意事項 (4) 報告書における署名者の肩書（会計士法改正対応） 会計士法2条1項業務の範疇であるとの解釈に基づき「業務執行社員」という肩書きを用いている。 (5) 報告書における追記情報の記載 <p>その他</p>

4. 実務の現状

(1) 意見表明業務の実施時期・実施時間

- 財務諸表監査のための期中監査と併せて実施している場合が多いと思われる。
- 実施時間は企業によって様々である。

(2) 実施する手続

- 研究報告第9号の付録を参考として実施しているケースが多いと思われる。

以上